

職業紹介事業の業務運営に関する規程

1. 求人	1. 当社は、いかなる求人の申込みについてもこれを受理します。 ただし、その申込みの内容が法令に違反したり、賃金、労働時間等の労働条件と比べて著しく不適当である場合には受理しません。 2. 求人の申込みは、求人者またはその代理人が直接来社されて、所定の求人票により、お申込みください。 直接来社できないときは、郵便、電話、ファックスまたは、電子メールでも差し支えありません。 3. 求人申込みの際には、業務内容、賃金、労働時間、その他の雇用条件をあらかじめ書面の交付または電子メールの使用により明示してください。 ただし、紹介の実施について緊急の必要があるため、あらかじめ書面の交付または電子メールの使用により明示できないときは、当該明示すべき事項を、あらかじめこれらの方法以外の方法により明示してください。
2. 求職	1. 当社は、いかなる求職の申込みについてもこれを受理します。 ただし、その申込みの内容が法令に違反する場合には受理しません。 2. 求職申込みは、本人が直接来社されて、所定の書式によりお申込みください。
3. 紹介	1. 求職の方には、職業安定法第2条にも規定される職業選択の自由の趣旨を踏まえ、その後希望と能力に応ずる職業に速やかに就くことができるよう、責任を持って努めます。 2. 求人の方には、その御希望に適合する求職者を紹介できるよう、責任を持って努めます。 3. 紹介に際しては、求職の方に、紹介において従事することとなる業務の内容、賃金、労働時間、その他の雇用条件をあらかじめ書面の交付または電子メールの使用により明示してください。 ただし、紹介の実施について緊急の必要があるため、あらかじめ書面の交付または電子メール示すべき事項を、の使用により明示できないときは、当該明あらかじめこれらの方 4. 当社は、労働争議に対する中立の立場をとるため、同盟罷業または作業閉鎖の行われている間は、求人者に紹介を致しません。 5. 就職が決定しましたら、求人された方から別表の手数料表に基づき、紹介手数料を申し受けます。
4. その他	1. 当社は、職業安定機関及びその他の職業紹介事業者等と連携を図りつつ、当該事業に係る求職者等からの苦情があった場合は、迅速、適切に対応致します。 2. 雇用関係が成立しましたら、求人者、求職者両方から、当社に対してその報告をしてください。 雇用関係が成立しなかったときにも同様報告をしてください。

手数料表	
サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人を受け付ける時の事務費用	無料
求人・求職の申込みを受理した時以降、求人・求職者に提供する紹介のサービス	成功報酬 職業紹介が成立した場合における当該求職者の就職後年間に支払われる年間予定賃金の50%を上限とします。 手数料の負担者は求人者とします。
求人の充足を容易にするための求人者に対する専門的な相談・助言	成功報酬 職業紹介が成立した場合における当該求職者の就職後年間に支払われる年間予定賃金の50%を上限とします。 手数料の負担者は求人者とします。
特定の条件による特別の求職者の開拓やそのための調査・探索	活動1日当たり 50,000円

有料職業紹介事業許可番号： 09-ユ-300074

事業所の名称

株式会社ボン・アティソン